

## 関西広域連合の事務拡充に向けた検討状況について

平成 28 年 3 月 24 日  
本 部 事 務 局

連合委員会（H27.3.27）の結果を踏まえ、以下の事務について、各構成団体に実態調査等を行い、持ち寄りにあたっての課題や今後の対応方針を整理した。

### 1 持ち寄りの可否を含め、具体的に検討を進める事務

#### (1) 資格試験・免許事務（クリーニング師免許・試験、医薬品販売に係る登録販売者試験、毒物劇物取扱者試験）

当該 3 つの事務について、持ち寄りにあたっての解決すべき課題を整理した。

#### 〈解決すべき課題〉

##### 共通課題

- ・試験時期、会場（集約の可否）等の調整
- ・試験問題作成事務等、構成府県に負担が残らない執行体制の検討
- 〔構成府県の協力なしに実施できるか、連合が現在実施している資格試験・免許事務の執行体制の検証が必要（負担が残る場合、持ち寄りに反対する団体あり。）〕

##### クリーニング師免許・試験

- ・実地試験の内容・審査水準や受験手数料の統一化
- ・免許取消事由に該当した場合の取扱要領の作成
- ・各クリーニング組合との調整（受験希望者に対する事前「講習会」への配慮等）

##### 医薬品販売に係る登録販売者試験

- ・受験手数料の統一化
- ・構成府県が行う販売従事登録事務との調整（合格者情報の構成府県への提供が必要）
- ・構成府県の登録販売者のシステム経費の問題（契約残存期間の契約料・システム改修費）
- ・現在実施している試験問題のブロック単位での共同作成に係る調整（共同作成している福井県の取扱い、鳥取県、徳島県の各ブロックからの離脱）

#### 〈対応方針〉

- 今後、これらの課題が解決され持ち寄り効果が見込まれるか、持ち寄って実施する場合をシミュレーションするなど、次期広域計画の策定に向け、具体的に検討を進める。

### 2 連携強化を図る事務

#### (1) 消費生活相談員研修

当該研修については、構成団体が独自で実施しているほか、質、量ともに充実した研修を実施する(独法)国民生活センター等に参加させている。

※ (独法)国民生活センターは、徳島県への移転が検討される中、来年度、一部の研修を試験的に鳴門市で実施予定。

#### 〈対応方針〉

- 当該研修に係る構成団体の財源や人材は限られ、持ち寄り効果も見込みにくいことから、広域職員研修局における団体連携型研修の活用などを検討し、次の連携を図る。
- ① 相談員の研修機会の拡大を図るため、構成団体が実施する研修に、可能な範囲で他府県・市町村の受講枠を設定
- ② 構成団体が実施する研修内容の充実を図るため、実施した研修情報（講師、テーマ等）を共有

## (2) 特定商取引法に係る事業者指導・処分等事務

当該事務について、「府県域を越える広域的な事案」の持ち寄り検討を進める一方、知事の処分効果を全国に及ぼすことをねらい、国の地方分権改革に関する提案募集により、経済産業局からの権限移譲を提案した。

### 〈対応方針〉

- 提案募集の対応方針として、知事の行政処分の効力の在り方について検討されることとなったことから、国の検討を注視するとともに、持ち寄りについては、府県事案と連合事案との関係や府県間の連携体制の構築に課題があるため、近隣府県の連携強化により広域的事案を処理する。

### 【平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)】

複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論を踏まえ、都道府県知事の行政処分の効力の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## (3) 動物取扱責任者研修

当該研修の持ち寄りについては、一定の質の維持・向上等が見込まれるが、次のとおり、課題が多い。

### 〈課題〉

- ・受講料徴収の統一化（現在、6団体が未徴収）
- ・受講率の低下を招かない実施会場、実施回数の設定（本部から遠方の会場の場合、経費、労力負担が増）
- ・構成団体が行う第一種動物取扱業者の指導監督や動物取扱責任者登録事務との調整（構成団体から広域連合への受講対象者情報の提供が必要）
- ・本部事務局への専門職員の派遣又は研修資料作成事務、講師派遣等構成団体の協力

### 〈対応方針〉

- 府県市で実施することとし、次の連携を検討する。

- ① 研修内容の情報共有
- ② 法令など共通する内容に関するテキストの共同作成
- ③ 広域連合域内研修の受講可能化（構成団体の状況に応じて指定する範囲を検討）
- ④ 開催時期の調整の可能性
- ⑤ 研修のあり方の見直し

## 検討対象事務実態調査結果概要（H27年11月時点）等

### 1 資格試験・免許事務（クリーニング師免許・試験、登録販売者試験、毒物劇物取扱者試験）

#### （1）クリーニング師試験・免許（クリーニング業法）

##### ①クリーニング師

クリーニング師は、クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者であり、施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等行う。

##### ②構成府県の試験実施状況（H26実績）

- i 試験科目：筆記試験（衛生法規、公衆衛生、洗たく物の処理に関する知識）  
                   実地試験（洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ、繊維鑑別 等）

##### ii 試験実施状況

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
試験時期	11月下旬	10月中旬	10月下旬	8月下旬	10月下旬	10月中旬	2月中旬	-
会場数	1	1	1	2	1	1	1	8
受験者数(人)	18	68	40	63	17	4	9	219
合格者数(人)	13	43	16	38	7	3	3	123
合格率(%)	72.2	63.2	40.0	60.3	41.2	75.0	33.3	56.2

##### iii 収支

（千円）

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
歳入	233	728	422	674	163	45	87	2,351
歳出	84	308	353	311	76	87	108	1,327
収支差	149	420	69	363	87	▲42	▲21	1,024

※受験手数料：7,000円（滋賀県7,800円）

      免許新規申請手数料：5,600円（滋賀県6,200円）

#### （2）登録販売者試験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

##### ①登録販売者

登録販売者は、医薬品販売制度のもとにおいて、①科学的根拠に基づいた適正な情報提供や相談対応、②一般用医薬品（第一類医薬品を除く）の適正販売等を行う。

##### ②構成府県の試験実施状況（H26実績）

- i 試験科目：筆記試験（医薬品に共通する特性と基本的な知識、人体の働きと医薬品、主な医薬品とその作用、薬事に関する法規と制度、医薬品の適正使用と安全対策）

## ii 試験実施状況

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
試験時期	8月下旬	8月下旬	9月上旬	8月下旬	8月下旬	8月下旬	10月下旬	-
会場数	1	1	1	1	1	1	1	7
受験者数(人)	241	701	2,070	1,287	268	129	153	4,849
合格者数(人)	128	360	938	711	124	32	65	2,358
合格率(%)	53.1	51.4	45.3	55.2	46.3	24.8	42.5	48.6

※滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県：試験問題の共同作成、試験同日開催

## iii 収支

(千円)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
歳入	3,542	9,529	31,330	18,096	3,653	1,876	3,150	71,176
歳出	1,563	2,783	13,523	4,022	561	99	597	23,147
収支差	1,979	6,746	17,807	14,074	3,092	1,777	2,554	48,029

※手数料：13,000円（滋賀県・鳥取県14,000円、徳島県15,000円）

## (3) 毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法）

### ①毒物劇物取扱責任者

毒物又は劇物の製造・販売などを行う事業所で、毒物・劇物による保健衛生上の危害の防止を行う。

### ②構成府県の試験実施状況（H26実績）

- i 試験科目：筆記試験（毒物及び劇物に関する法規、基礎化学、毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法）  
 実地試験（毒物及び劇物の識別及び取扱方法）

## ii 試験実施状況

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
試験時期	2月下旬	9月中旬	8月上旬	8月上旬	1月中旬	8月中旬	11月上旬	-
会場数	1	2	1	1	2	1	1	9
受験者数(人)	403	532	580	237	200	16	208	2,176
合格者数(人)	112	243	346	55	71	4	26	857
合格率(%)	27.8	45.7	59.7	23.2	35.5	25.0	12.5	39.4

## iii 収支

(千円)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計
歳入	4,442	6,510	6,699	2,793	2,363	210	2,258	25,274
歳出	719	174	861	150	287	-	180	2,371
収支差	3,723	6,336	5,838	2,643	2,076	-	2,078	22,693

※手数料：10,500円

## 2 消費生活相談員研修（消費者安全法）

### （１）消費生活相談員

国・地方公共団体等が行う消費生活相談業務において、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせん等を行う。

※(独法)国民生活センター理事長が認定し、「消費生活専門相談員」の資格を付与。消費者安全法の改正により『消費生活相談員資格試験』が法定化、平成28年度より資格試験が実施予定。

### （２）構成団体の研修実施状況

#### ①消費生活相談に係る研修

全国の消費生活センターや(独法)国民生活センターなどでは、消費者問題・生活問題に関するさまざまな研修やセミナー等を実施。

#### ②研修対象者数

府 県 名	対象者	うち相談員
滋賀県	51人	41人
滋賀県	(21人)	(11人)
市町	(30人)	(30人)
京都府	63人	53人
京都府	(17人)	(17人)
京都市	(22人)	(12人)
その他市町村	(24人)	(24人)
大阪府	307人	188人
大阪府	(22人)	(11人)
大阪市	(33人)	(18人)
堺市	(15人)	(11人)
その他市町村	(237人)	(148人)

府 県 名	対象者	うち相談員
兵庫県	307人	123人
兵庫県	(51人)	(13人)
神戸市	(24人)	(18人)
その他市町	(232人)	(92人)
和歌山県	17人	17人
和歌山県	(15人)	(15人)
市町	(2人)	(2人)
鳥取県	15人	12人
鳥取県	(15人)	(12人)
徳島県	61人	27人
徳島県	(10人)	(10人)
市町村	(51人)	(17人)
計	821人	461人

※対象者には、消費者行政職員を含む。

#### ③研修実施状況（H26実績）

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	徳島県	京都市	大阪市	堺市	神戸市	計
実施回数(回)	7	18	46	53	6	12	21	3	6	172
のべ参加者数(人)	189	354	669	1,447	50	148	189	33	141	3,220
うち他団体分	107	88	561	1,168	35	0	0	0	0	1,959

※のべ参加者数には、一部の研修に未集計としているものが含まれている。

※和歌山県、鳥取県は、外部委託。

#### ④研修予算（H27）

（千円）

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県
予算額	391	340	5,534	4,216	-	0	741

	京都市	大阪市	堺市	神戸市	計
予算額	389	2,359	0	360	14,330

### 3 特定商取引法に係る事業者指導・処分等事務

#### (1) 事業者に対する権限

##### ①合理的な根拠を示す資料提出

- ・契約の締結の勧誘に際し、契約の申込の撤回や解除を妨げるために、不実を告げる行為をしたか否かを判断するため、告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求める。
- ・誇大広告等の表示に該当するか否かを判断するため、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求める。

##### ②指示

- ・法違反、契約に基づく債務又は契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行拒否など一定の行為をした場合において、取引の公正、購入者・役務の提供を受ける者（又は取引の相手方）の利益が害されるおそれがあると認めるときに、必要な措置をとるべきことを指示する。

##### ③業務停止等

- ・法違反、契約に基づく債務又は契約の解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行拒否など一定の行為をした場合において、取引の公正、購入者・役務の提供を受ける者（又は取引の相手方）の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は指示に従わないときは、一年以内の期間を限り、業務（又は取引、勧誘等）の全部又は一部の停止を命ずる。

##### ④報告等の命令、立入検査

- ・法を施行するため必要があると認めるときに、報告、帳簿・書類等の提出を命じ、又は職員に販売業者等の店舗等の事業所に立ち入り、帳簿・書類等を検査させる。

#### (2) 対象者

次の取引に係る事業者

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売業、訪問購入

### 4 動物取扱責任者研修（動物の愛護及び管理に関する法律）

#### (1) 動物取扱責任者

動物取扱責任者は、施設従業員などに対して動物取扱責任者研修において得た知識、技術に関する指導を行い、施設管理や動物の健康、安全の保持その他動物の適正な取り扱いなど、動物取扱業の適正な管理が行われるよう監督する立場にある。

#### (2) 研修内容

- ①研修時間 1回当たり3時間以上

- ②研修項目 ・動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む）  
 ・飼養施設の管理に関する方法  
 ・動物の管理に関する方法  
 ・その他、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること

③研修の受講義務

第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者に、当該都道府県・政令指定都市が開催する動物取扱責任者研修を毎年1回以上受講させる義務がある。（未受講の場合、業者に対する勧告、罰則あり）

当該都道府県知事等が別途、他の都道府県等を指定した場合、その都道府県等が開催する研修の受講に代えることができる。

※第一種動物取扱業者

動物の販売（販売取次ぎ・代理を含む）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会提供を含む）等を業として営もうとする者

④構成団体の研修実施状況（H26実績）

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	徳島県
対象者数（人）	346	398	1,747	835	349	151	265
受講率（%）	94.2	86.4	89.2	87.3	95.4	95.4	98.9
実施回数（回）	5	6	8	8	3	3	5
受講料（円）	1,000	1,000	1,200	-	-	1,500	-

	京都市	大阪市	堺市	神戸市	計
対象者数（人）	415	781	301	519	6,172
受講率（%）	95.4	75.8	88	67.2	85.8
実施回数（回）	4	4	4	2	52
受講料（円）	1,000	-	-	-	-